

公 示 日 : 2021年6月16日

調達管理番号 : 21a00357

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

調 達 件 名 : インドネシア国水銀管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年8月下旬から2021年12月下旬まで
- (2) 業務 M/M : 現地 1.3M/M、国内 0.7M/M、合計 2.0M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	39日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月7日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年7月21日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロフィール評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

水銀は、人為起源及び天然の発生源から大気中に排出され、大気中の水銀は残留し、世界規模で拡散し、生態系に影響を及ぼす。国連環境計画（UNEP）の推計によると、大気中への人為起源の水銀排出の世界全体のインベントリーは、2015年に2220トンに上った。排出の相当部分はアジアで生じており（49%、そのうち39%は東アジアと東南アジア）、以下、南米（18%）、サブサハラアフリカ（16%）が続いている（UNEP、2019年）。このように、水銀汚染は喫緊に対処すべき問題であり、世界全体で健康に影響が出るとの懸念がある。このような状況下、水銀に関する水俣条約が2013年10月に全会一致で採択され、2017年8月16日に発効した。

インドネシアの水銀汚染は既に警戒すべき段階にあり、水銀に関する水俣条約の批准に関する2017年法律第11号を通じて、インドネシア政府は水俣条約を批准することとなった。インドネシア共和国大統領は、2017年3月9日、インドネシア最大の水銀汚染源である国民の金採掘活動を中心に、水銀使用の中止を明確に指示した。また大統領は、水銀削減と廃止のための国家活動計画（RAN-PPM）に関する2019年大統領規則第21号に署名した。本規則は、水銀の削減及び

廃止に向けた戦略、行動及び目標を盛り込んでおり、4つの優先分野、すなわち製造、エネルギー、小規模金採掘鉱山（ASGM）及び健康に重点を置いている。

インドネシア国全体では、環境林業省（Ministry of Environment and Forestry (KLHK)）がRAN-PPMの実施を所管する。RAN-PPMにより、水銀削減は、2019年比で、2030年に製造セクターで50%、同年にエネルギー優先セクターで33.2%の目標が定められている。水銀廃止は、2019年比で、ASGMセクターが2025年、健康セクターが2020年にそれぞれ100%の目標が定められており、RAN-PPMに基づき、地方政府は、水銀削減と廃止に向けた地方活動計画（RAD-PPM）を策定し、実施することとなっている。

KLHK内の固形廃棄物・有害廃棄物・有害物質管理総局（Directorate General of Solid Waste, Hazardous Waste & Hazardous Substance Management (PSLB3)）は、上記政策の立案において主要な役割を果たし、KLHKの環境管理センター（Research and Development Center for Environmental Quality and Laboratory (P3KLL)）は、水銀調査・モニタリングを行ってきた。P3KLLの技術力は、JICA及び日本国環境省（Ministry of the Environment, Japan）による環境管理センタープロジェクト、並びにP3KLLの独自予算で設置された水銀モニタリング設備を活用して強化されてきた。また、水銀管理の中心的な位置づけになるというインドネシア政府の取り組みの一環として、P3KLLに、新たな水銀試験棟の設置が進んでおり、施設の建設工事が完了し、間もなく運用開始予定である。上述の国内における取り組みに加え、インドネシア政府は、東南アジアの水銀削減・廃止を主導する立場を目指しており、2021年には、第4回水俣条約批准国会議（COP4）のホスト国も務めることとなっている。

他方、インドネシア政府自身による水銀管理の取り組みが一定程度進められているものの、水銀削減目標を実際に達成するための数多くの課題が残っている。具体的には、1）法的枠組み及び法執行にかかる課題（RAN-PPMを確実に実施するための定点観測メカニズムの欠如、一部の排出基準の欠如、RAN-PPM及びRAD-PPMのモニタリング・評価システムの効果的実施メカニズムの欠如等）、2）水銀物質フロー／インベントリーにかかる課題（エネルギー分野を除き、インベントリーが策定されていない）、3）水銀廃棄物の収集、運搬、貯蔵及び処理にかかる課題（管理型埋立処分場や水銀を含む医療機器の一時保管に関する規則など、水銀廃棄物管理政策の欠如）、4）水銀管理技術にかかる課題（地方政府または地域社会から収集されたデータが十分評価されていない、モニタリング・分析にかかるP3KLL職員の能力不足等）等の課題が生じている。

上記背景の下、インドネシア政府から要請された「水銀管理能力強化プロジェクト」が採択され、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。なお、対インドネシア共和国国別開発協力方針（2017年9月）及びインドネシア共和国

JICA 国別分析ペーパー（2018年6月）では、協力重点分野「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」が掲げられており、本事業はこれに位置づけられる。本調査では、インドネシア国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA（職員・専門家）等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021年8月下旬～9月上旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（要請書・関連する事務所調査等の報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査計画・方針案を検討する。
担当分野に係る現地調査で収集すべき情報を検討した上で、相手国関係機関（環境林業省（KLHK）、固形廃棄物・有害廃棄物・有害物質管理総局（PSLB3）、環境管理センター（P3KLL）等、他ドナー（世界銀行、国連開発計画等）等から収集すべき内容を検討する。
- ③ 相手国関係機関、他ドナー等に対する事前質問票（案）英文を作成する。
- ④ プロジェクトの Project Design Matrix (PDM 案)、Plan of Operation (P/O)（案）、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑤ JICA 職員が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M)（案）、Record of Discussions (R/D)（案）について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 調査全体の情報収集の取りまとめへ協力する。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2021年9月中旬から2021年10月下旬まで）

JICA インドネシア事務所等との打ち合わせに参加する。

- ① 先方関係機関に対して、プロジェクトの評価手法について説明を行う。
- ② 相手国関係機関との協議（M/M 協議を含む）及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に JICA インドネシア事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、担当分野について分析を行うとともに、追加情報・資料を収集

する。

- ④ 実施機関に対して、PDM の構成（項目の関連性やモニタリング指標）を説明する。必要に応じて、PCM ワークショップを開催し、同ワークショップのファシリテーターを行い、その結果を整理・分析する。
- ⑤ 評価指標設定のための情報を収集し、ベースライン調査及びモニタリングの実施方法及び方向性等を検討・提案する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑦ 専門家・機材・研修等投入計画、専門家業務内容の検討に協力する。
- ⑧ 評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑨ M/M 案及び R/D 案の取り纏めに協力する。
- ⑩ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）の作成に協力する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
- ⑫ 調査全体の情報収集の取りまとめへ協力する。
- ⑬ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2021 年 11 月上旬～2021 年 12 月下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② インドネシアでは、相手国関係機関との合意形成に時間を要する場合があります。これにより、日本からの遠隔での協議を実施する場合は、同協議に参加する。
- ③ 収集資料を分析・整理する。
- ④ 事業事前評価表（案）（和・英文）の作成に協力する。
- ⑤ リスク管理チェックシート（案）を作成する。フォーマットは JICA から提供する。
- ⑥ 担当分野に係るプロジェクトへの助言（期間、投入、機材、実施手法、規模、外部条件及び留意点等）を行う。
- ⑦ 詳細計画調査報告書（案）（和文）の作成を行い、報告書全体の取りまとめに協力する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

業務完了報告書

2021年12月17日までに提出。

次の①～④を電子データにて提出すること。

- ① 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和・英文）
- ③ リスク管理チェックシート（案）（和文）
- ④ 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田/羽田⇒ジャカルタ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年9月中旬～2021年10月下旬を予定しています。本業務従事者は、官団員の調査参加に先立ち、現地調査を開始し、情報収集等を実施することを想定しています。新型コロナウイルスに関連して、公示時点でインドネシア渡航後に5日間の隔離が必要です。同期間中に必要に応じて調査を進める可能性があります（詳細は契約交渉時に相談）。また、帰国後について日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守していただきます。

本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他の団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。

尚、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等により、現地業務から国内業務への振り替えや日本国内から遠隔で本調査を実施する可能性が有る点、予めご了承下さい。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、遠隔での調査を実施する可能性があります。JICA団員はオンラインによる遠隔の協議参加を想定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 水銀管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：必要に応じて事務所にて手配。英語・インドネシア語を予定。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合もあります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (gegem@jica.go.jp) にて配布します。

・要請書

・Final Report for Focus Group Discussion to Improve Mercury Monitoring and Management in Indonesia

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・アジア・中南米地域の水銀対策にかかる情報収集・確認調査

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12266672_01.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上